



5年ごと利差配当付米ドル建災害死亡保障付積立保険

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。

- ①契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報 9」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

本資料

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

契約概要 (P1～10)

個別の商品内容(ご提案プラン)のうち、特に重要なことを記載しています。

注意喚起情報 (P11～26)

生命保険一般についての基本的な内容や制度のうち、申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

ご契約のしおり一定款・約款

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」に記載した内容の詳細、および申込みや契約後の各種取扱いについて記載しています。

※「ご契約のしおり一定款・約款」はWebでご覧いただくことができます。詳しくは、P30をご確認ください。

[引受保険会社]

生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の記載は、2026年7月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話(06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

➔ 1 引受保険会社について

■**引受保険会社**：住友生命保険相互会社

■**住所**：本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■**電話**：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506081

■**ホームページ**： <https://www.sumitomolife.co.jp>

➔ 2 商品の特長について

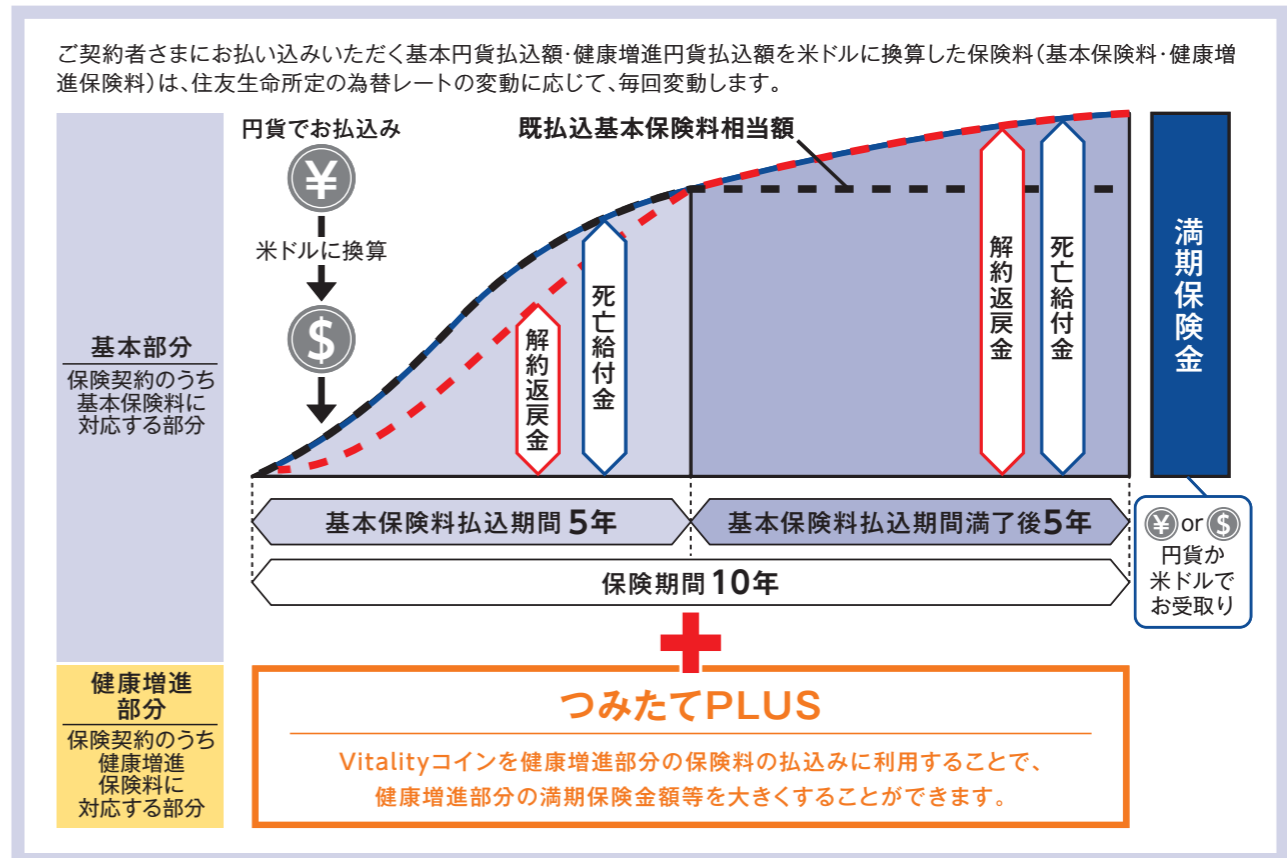
■「ドルつみ Vitality」は「5年ごと利差配当付米ドル建災害死亡保障付積立保険」に「健康増進保険料の払込みに関する特則」を付加した商品の愛称です。

■この保険は資産形成と健康増進に同時に取り組むことができる保険です。健康増進活動に応じた特典(リワード)で獲得したVitalityコイン^(*)を利用することで、将来の受取額を大きくすることができます。

(*) Vitalityコインとは住友生命が独自に発行・管理する仕組みで、住友生命が指定する方法により「ドルつみ Vitality」の健康増進保険料のお払込みに利用することや電子マネーギフト等と交換することができます。Vitalityコインには有効期限があるほか、その利用にあたっては一定の制約があります。詳しくは住友生命ホームページにて「Vitalityコインページ」および「Vitality健康プログラム規約」をご確認ください。

■為替レートの変動等により、**損失が生じるおそれがあります。**

■本商品のしくみ図(イメージ)は以下のとおりです。



※しくみ図はイメージであり、実際の金額の推移を表したものではありません。

特徴① 通貨

■この保険は、米ドル建の積立保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨です。

■保険料円貨払込特約(円貨払込額指定型)が付加されますので、基本保険料を米ドルにかえて円貨でお払い込みいただきます(毎月円貨でお払い込みいただく金額(基本円貨払込額)を一定額としますので、米ドル建の基本保険料は毎月変動します)。

そのため、満期保険金額・(災害)死亡給付金額・解約返戻金額等はご契約時に定まりません。また、満期保険金・(災害)死亡給付金・解約返戻金等のお支払いは米ドル建となりますが、ご請求により円貨でお支払いすることも可能です。

⚠ 為替レートの変動により、満期保険金・(災害)死亡給付金・解約返戻金等を請求時等の為替レートで円換算した金額が実際にお払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

特徴② つみたてPLUS

■つみたてPLUSとは、Vitality健康プログラムの特典(リワード)であるVitalityステータスアップ特典等で獲得したVitalityコインを利用して、健康増進保険料を払い込むことで満期保険金額等を大きくすることができる仕組みです。

■健康増進保険料は、Vitalityコインを1コイン=1円に換算した金額(健康増進円貨払込額)をもって払い込むことができます。健康増進円貨払込額は住友生命所定の為替レートで毎回米ドルに換算するため、利用コイン数が一定であっても米ドル建の健康増進保険料は毎回変動します。

- 健康増進円貨払込額の払込方法は、Vitalityステータスアップ特典で獲得したVitalityコインによる自動払込みと、Vitalityステータスアップ特典を含めたすべての特典(リワード)で獲得したVitalityコインによる任意払込みの2種類があります。Vitalityコインの獲得状況やその利用有無等に応じて、健康増進保険料のお払込額が変動するため、健康増進部分の満期保険金額等は変動します。
- Vitalityステータスアップ特典で獲得したVitalityコインは、お申し出がない限り、自動的に健康増進保険料のお払込みに利用されますが、お申し出によって、そのままVitalityコインとして受け取ることも可能です。なお、そのままVitalityコインとして受け取った場合でも、その後、健康増進保険料のお払込みに利用することが可能です。また、自動払込みの対象となる特典(リワード)は、2026年7月現在の情報であり、将来変更することがあります。

詳細 Vitalityコインが獲得可能な特典(リワード)の詳細については、住友生命ホームページ上の「特典ご利用ガイド」をご確認ください。

特徴③ 予定利率

- ご契約時に適用される予定利率^(*2)は保険期間中変わりません。
(*2) 予定利率とは、積立金の計算に際して使用する利率をいいます。積立金は予定利率の他に予定死亡率や予定事業費率等を用いて計算しており、単に予定利率を付利して積み立てられるものではありません。
- お申込み時にご案内する予定利率は金利情勢により毎月2日に見直すことがあります。**そのため、お申込み月の月末までに第1回基本保険料(基本円貨払込額)のお払込みがなく契約日が変更となった場合、ご契約時に適用される予定利率は、お申込み時にご案内した予定利率と変わることがあります。この場合、満期保険金額・(災害)死亡給付金額・解約返戻金額等も変わります。**また、金利情勢によっては、新規のご契約のお取扱いができないこともあります。

特徴④ 簡単な申込手続き

- 告知や医師の診査は不要ですので、簡単なお手続きでお申し込みいただけます。

→ 3 Vitality健康プログラムについて

- 本商品は、保険にVitality健康プログラム^(*1)を組み込んだ商品であり、保険契約とは別にVitality健康プログラム契約を締結いただきます。
(*1) Vitality健康プログラムは、健康を改善するツールや関連知識、それを促すインセンティブ等を提供することで、保険加入者がより健康になることをサポートする健康増進プログラム[®]です。
- 健康増進活動により獲得したポイントに基づくステータスに応じて、様々な特典(リワード)をご利用いただけます。
- 以下の表のとおり、プランによって、Vitality利用料およびご利用可能な特典(リワード)が異なります。

| Vitality健康プログラム | Vitality利用料 | ご利用可能な特典(リワード) |
|------------------------|-------------|--------------------------------------|
| 標準プラン | 月額880円(税込) | すべての特典(リワード)をご利用いただけます |
| 家族プラン ^(*2) | 月額440円(税込) | ご利用対象外の特典(リワード)があります ^(*4) |
| ライトプラン ^(*3) | | |

- (*2) 契約年齢が35歳以上で配偶者または2親等以内のご家族にVitality健康プログラム(標準プラン)ご利用者がいる場合にお選びいただけます。
- (*3) 契約年齢が18歳以上34歳以下である場合にお選びいただけます(ライトプランにご加入後、35歳以上となった後もライトプランが継続します)。
- (*4) ご利用可能な特典(リワード)については住友生命ホームページ上の「特典ご利用ガイド」をご確認ください。
- Vitality利用料は将来変更することがあります。
- ご加入にあたっては、パソコン・スマートフォン等によるインターネット接続環境^(*5)をご準備いただく必要があります。また、メールアドレスの登録が必要となります。
(*5) 家族プランおよびライトプランの場合、インターネットブラウザからは接続できません。
- Vitality健康プログラムの内容(ポイント獲得の対象となる健康増進活動やポイント数、ステータスの判定基準や特典(リワード)の内容等)は、2026年7月現在のものであり、将来変更することがあります。
- 解約等によりVitality健康プログラム契約が消滅した場合、Vitalityコインによる健康増進保険料のお払込みは取り扱いません。

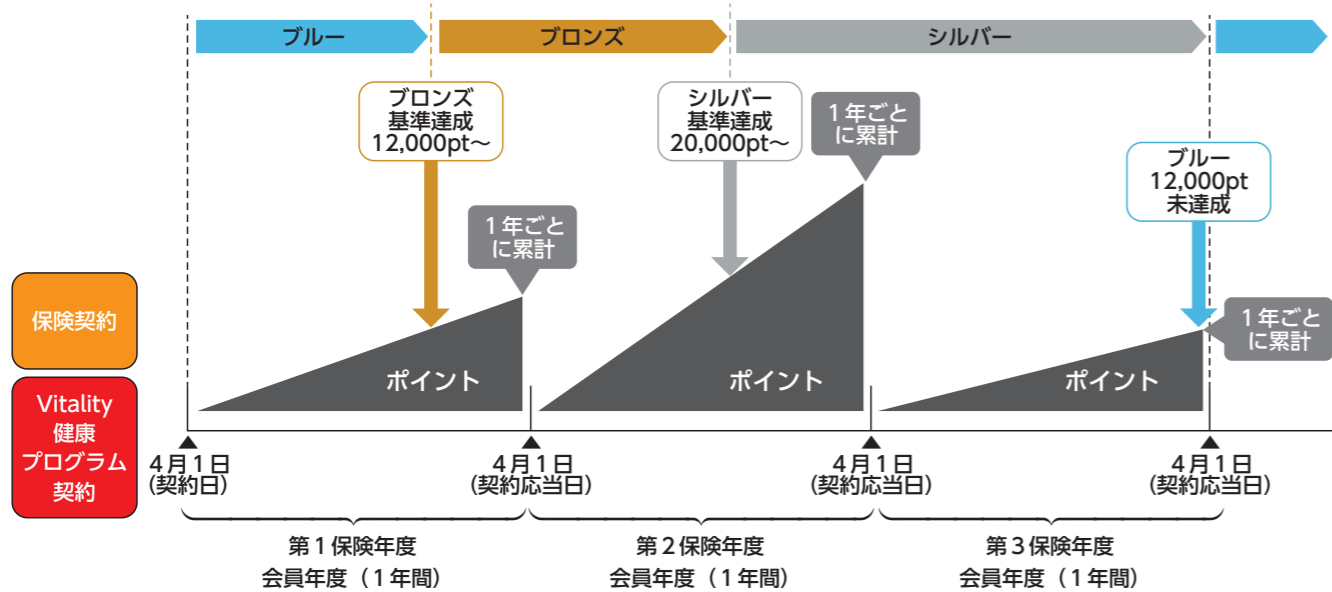
《Vitality健康プログラム》ステータス判定方法のイメージ

- ①健康増進活動により獲得したポイントは、契約(応当)日を基準に1年ごとに累計されます。
- ②各ステータスのポイント基準を達成した時点で、ステータスはアップします。
- ③ポイントはご契約から1年ごとに到来する契約応当日に0になりますが、翌年は前年の累計ポイントに基づくステータスからスタートします(*6)。

(*6)Vitalityステータスアップ特典については、会員年度ごとの累計ポイントに基づいて判定され、各ステータスに相当するポイント基準を達成した場合にVitalityコインが付与されます。

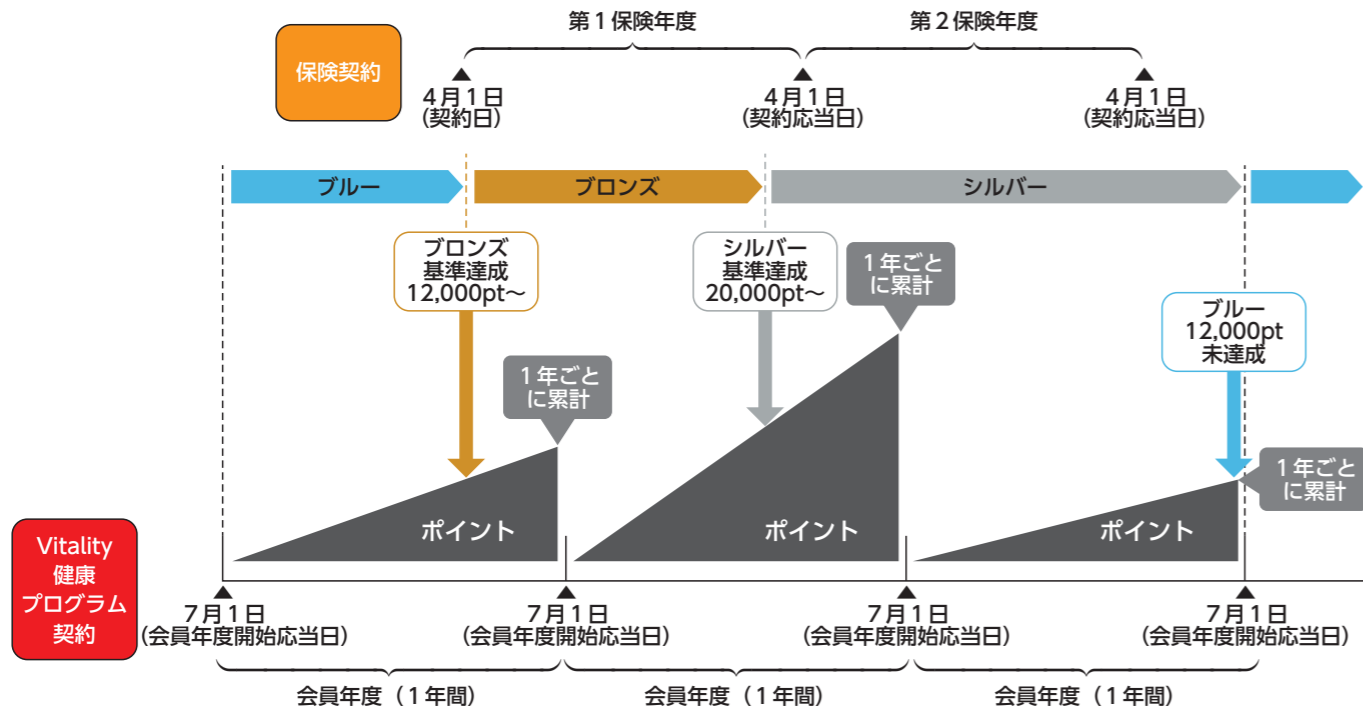
■保険契約(ドルつみ Vitality)と同時にVitality健康プログラム契約にご加入いただく場合

(例) 契約日・会員年度開始日が4月1日の場合



■保険契約(ドルつみ Vitality)の締結時点で、すでにVitality健康プログラム契約にご加入いただいている場合

(例) 契約日が4月1日、会員年度開始当日が7月1日の場合



⇒ Vitality健康プログラム契約の会員年度開始(応当)日が保険契約の契約(応当)日と異なる場合、ポイントはすでに加入しているVitality健康プログラム契約の会員年度開始(応当)日を基準に1年ごとに累計されます。

【詳細】 Vitality健康プログラム契約の詳細は、住友生命ホームページ等で「Vitality健康プログラム規約」「Vitalityウェブ・アプリ利用規約」「Vitalityポイント獲得ガイド」「特典ご利用ガイド」を必ずご覧ください。

➔ 4 保障内容について

| お支払いする保険金等 | お支払理由 | お支払金額 | 受取人 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 満期保険金 | 被保険者が保険期間の満了時まで生存されたとき | 次の金額の合計額 1. 基本部分の積立金相当額 2. 健康増進部分の積立金相当額 | 保険契約者 |
| 死亡給付金 | 被保険者が保険期間中に死亡されたとき(ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除く) | 次の金額の合計額 1. 既払込基本保険料相当額または基本部分の積立金相当額のいずれか大きい金額 2. 健康増進部分の積立金相当額 | 死亡給付金受取人(*1) |
| 災害死亡給付金 | 被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症(*2)を直接の原因として死亡されたとき | 次の金額の合計額の1.1倍相当額 1. 既払込基本保険料相当額または基本部分の積立金相当額のいずれか大きい金額 2. 健康増進部分の積立金相当額 | 死亡給付金受取人(*1) |

(*1) 死亡給付金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等内の親族」の範囲内でご指定いただけます。

(*2) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢等、約款所定の感染症です。詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の「普通保険約款の別表3」をご確認ください。

■満期保険金は、満期時に米ドルまたは円貨で一時金として受け取ることができるほか、米ドルのまま最長10年間据え置いて受け取ることもできます。

■本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの**保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。**

■死亡給付金などをお支払いできない場合の例は、以下の通りです。

- ・保険契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡の場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の被保険者の自殺による場合

■死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します(満期保険金はお支払いしません)。

【詳細】 死亡給付金等をお支払いできない場合について詳細は、P18「注意喚起情報 9」および「ご契約のしおり-定款・約款」の「死亡給付金などをお支払いできない場合」をご確認ください。

→ 5 | ご契約の諸基準について

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 通貨 | 米ドル |
| 契約年齢(*1) | 18歳～69歳(被保険者の満年齢) |
| 取扱単位 | 基本円貨払込額建:千円単位 |
| 最低基本円貨払込額 | 5,000円(基準金額(*2):30万円) |
| 最高基本円貨払込額 | 10万円(基準金額(*2):600万円) |
| 健康増進円貨払込額の払込累計額(*3)の通算限度 | 60万円(*4) |
| 基本保険料払込期間 | 5年間 |
| 保険期間 | 10年間 |
| 基本保険料払込方法 | 月払い |
| 基本保険料払込経路 | クレジットカード扱い |
| Vitality利用料払込経路 | クレジットカード扱い(*5) |

- (*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
- (*2) 基準金額とは、減額の際に基準となる金額をいい、保険契約の締結の際は基本保険料払込期間満了の日までにお払い込みいただくべき基本円貨払込額の合計相当額のことをいいます。なお、保険契約の締結後に基準金額の減額により基本円貨払込額が減額される場合は、保険契約の締結時から減額後の基本円貨払込額であったものとして計算します。
- (*3) 基準金額が減額された場合には、基準金額と同じ割合で減額されるものとします。
- (*4) 1保険年度あたり18万円以上の健康増進円貨払込額のお払込みは取り扱いません。
- (*5) Vitality健康プログラム契約にご加入済みで、Vitality利用料を口座振替扱いでお払い込みいただいている場合は、この保険契約の加入後も引き続き口座振替扱いにてVitality利用料をお払い込みいただくことが可能です。

基本円貨払込額、被保険者の性別・生年月日、計算基準日など、ご契約の具体的な内容につきましては、お申込みの際の「申込書」をご確認ください。

→ 6 | 特約等のお取扱いについて

住友生命所定の範囲内での取扱いになります。

| | |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>保険料円貨払込特約 (円貨払込額指定型) ※本特約は付加必須です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 1か月分の基本保険料に充当する金額として、一定額の基本円貨払込額をお払い込みいただけます。 ● 住友生命に基本円貨払込額が払い込まれた場合に、基本保険料のお払込みがあったものとします。 ● 基本保険料は、基本円貨払込額を換算基準日(*1)の住友生命所定の為替レートにより毎月米ドルに換算した金額となります。したがって、米ドル建の基本保険料は毎月変動します。 ● 円貨以外でのお払込みはできません。 ● 猶予期間内に基本保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、解約返戻金を消滅日(*2)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。 |
| <p>健康増進保険料の払込みに 関する特約 ※本特約は付加必須です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● Vitality健康プログラム契約の特典(リワード)で獲得したVitalityコインを利用した健康増進保険料のお払込みが可能です。 ● Vitalityコインを1コイン=1円に換算した金額(健康増進円貨払込額)で健康増進保険料をお払い込みいただけます。 ● 健康増進保険料は、保険期間を通じてお払い込みいただくことができます。 ● 健康増進保険料は、健康増進円貨払込額を換算基準日(*3)の住友生命所定の為替レートにより毎回米ドルに換算した金額となります。したがって、米ドル建の健康増進保険料は毎回変動します。 ● 健康増進円貨払込額の払込方法は、Vitalityステータスアップ特典で獲得したVitalityコインによる自動払込みと、Vitalityステータスアップ特典を含めたすべての特典(リワード)で獲得したVitalityコインによる任意払込みの2種類があります。Vitalityコインの獲得状況やその利用有無等に応じて、健康増進保険料のお払込額が変動するため、健康増進部分の満期保険金額等は変動します。 |

| | |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>円貨支払制度 ※本制度は主契約に 組み込まれています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約者または給付金の受取人からのご請求があった場合には、次に定めるところにより満期保険金・(災害)死亡給付金・解約返戻金等を円貨にてお支払いします。 ● 円貨での満期保険金の支払いの請求があったとき <ul style="list-style-type: none"> ・一時金で受け取る場合 満期保険金を保険期間満了日の翌日(*2)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします(*4)。 ・据え置いて受け取る場合で、据置期間中に請求があったとき 満期保険金を請求日(*2・5)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。 ・据え置いて受け取る場合で、据置期間満了まで請求がなかったとき 満期保険金を据置期間満了日(*2)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。 ● 円貨での(災害)死亡給付金・解約返戻金等の支払いの請求があったとき (災害)死亡給付金・解約返戻金等を請求日(*2・5)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。 |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (*1) 第1回基本保険料に充当する基本円貨払込額:住友生命が基本円貨払込額を受け取った日の前日(*6) 第2回以降の基本保険料に充当する基本円貨払込額:払込期月の前月末日(*6)
- (*2) 住友生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- (*3) 住友生命が健康増進円貨払込額を受け取った日の属する月の前月末日(*6)
- (*4) 満期保険金の請求日(*5)が保険期間満了日の翌日以前の場合の取扱いとなります。請求日(*5)が保険期間満了日の翌々日以降となる場合は、満期保険金を請求日(*2・5)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。
- (*5) 書類で請求された場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日)とし、スマセイダイレクトサービスで解約を請求された場合は、請求された当日とします。
- (*6) 住友生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。

スマセイのご家族アシストプラス

詳しくはこちら⇒



「スマセイのご家族アシストプラス」には以下3つがあります。すべてをご利用いただくためには、それぞれにお申込みいただく必要があります。

| 名称 | ご利用いただける方 | 概要 |
|-----------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ご家族登録サービス | ご家族登録サービスに登録した家族 | ご契約内容をお問い合わせ(確認) できます。 |
| 保険契約者代理特約 | 契約者代理人 | 契約者がお手続きの意思表示をできない場合等に、住友生命所定の お手続き (住所変更・基準金額の減額・解約等)を行うことができます(*7)。 |
| 被保険者代理特約 | 被保険者代理人 | 被保険者のご請求の意思表示をできない場合等に、保険金等をご請求 できます(*8)。 |

(*7) 契約者がお手続きできる場合であっても、認知症保険金等の支払いを受けた後は、契約者代理人の同意が必要になります。

(*8) 契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合のみご請求できます。

詳細 「ご契約のしおり(定款・約款)の「スマセイのご家族アシストプラス」について」をご確認ください。

→ 7 | 配当金について

● 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による余剰金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、(災害)死亡給付金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。

● 配当金は円貨でお支払いします。なお、満期保険金・(災害)死亡給付金・解約返戻金等を米ドルでお支払いする際に配当金をお支払いする場合は、米ドルでお支払いします(配当金を据え置いて受け取る方法が選択された場合を除きます)。

● **配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によっては0となる場合もあります。**

● 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 8 解約返戻金について

■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合や減額（一部解約）された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険では、米ドル建の基本保険料や健康増進保険料が毎回変動するため、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定しません。

■解約返戻金は、基本部分と健康増進部分の積立金相当額の合計額となります。ただし、**基本保険料払込期間中は基本部分の解約返戻金に解約控除が適用されるため、積立金相当額を下回ります。**

解約時や減額時にかかる費用（解約控除）

■この費用は基本保険料払込期間中の解約返戻金に適用され、解約返戻金額を計算する際に基本部分の積立金相当額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引きます。なお、健康増進部分には解約控除は適用されません。

参照 解約控除については、P11~12「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

! 解約返戻金額は、**既払込基本保険料相当額と既払込健康増進保険料相当額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

→ 9 為替リスクについて

■基本円貨払込額・健康増進円貨払込額を米ドルに換算した基本保険料・健康増進保険料は、住友生命所定の為替レートの変動に応じて、毎回変わります。

■**為替レートの変動により、満期保険金・(災害)死亡給付金・解約返戻金等を請求時等の為替レートで円換算した金額が**実際にお払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。****

為替リスクの例

基本円貨払込額を米ドル（基本保険料）に換算する場合

基本円貨払込額：10,000円の場合

| | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|----------|
| 住友生命所定の為替レート (1米ドルあたり) | 90円 | 100円 | 110円 |
| 米ドルに換算した 基本保険料 | 111.12米ドル | 100.00米ドル | 90.91米ドル |

米ドル建の満期保険金等を円貨に換算する場合

満期保険金額：5,000米ドルの場合

| | | | |
|---------------------------|------|------|------|
| 住友生命所定の為替レート (1米ドルあたり) | 90円 | 100円 | 110円 |
| 円貨に換算した満期保険金 | 45万円 | 50万円 | 55万円 |

※為替レートに変動がない場合でも住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さま負担となるため、**損失が生じるおそれがあります。**

→ 10 契約日について

■契約日とは、契約年齢などの計算の基準となる日をいい、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

■ご契約のお申込みを住友生命が承諾した場合、第1回基本保険料（基本円貨払込額）のお払込みが完了した時から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。

→ 11 お客さまにご負担いただく費用について

■お客さまにご負担いただく費用は「基本保険料払込期間中にかかる費用」「基本保険料払込期間満了後から保険期間満了までの期間にかかる費用」「解約時や減額時にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 お客さまにご負担いただく費用については、P11~12「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。**「契約概要」および「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**
- 特に死亡給付金などをお支払いできない場合(P18 **9**)など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。**
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。**(P15 **5**)
- Vitality健康プログラム契約について特にご注意いただきたいことを記載していますので、**ご確認ください。**(P22~26)
- 「注意喚起情報」に記載の「健康増進乗率適用特約」は、住友生命の他の保険商品に付加する特約であり、本商品に付加することはできません。詳細は住友生命ホームページをご確認ください。

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

お客さまにご負担いただく費用は、「基本保険料払込期間中にかかる費用」「基本保険料払込期間満了後から保険期間満了までの期間にかかる費用」「解約時や減額時にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

■保険契約関係費

●基本保険料払込期間中にかかる費用(*1)

- ・(災害)死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を基本保険料や積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

●基本保険料払込期間満了後から保険期間満了までの期間にかかる費用(*1)

- ・(災害)死亡保障や契約の維持に必要な費用を積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

(*1)これらの費用は、被保険者の年齢、性別、経過期間等によって異なりますので表示しておりません。

次ページにつづく >>

●解約時や減額時にかかる費用(解約控除)

- ・基本保険料払込期間中に解約返戻金を受け取る場合、解約控除が適用されます。解約返戻金額を計算する際は、基本部分の積立金相当額に一定割合(契約日からの経過年数(*2)に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます。なお、健康増進部分には解約控除は適用されません。

(*2)実際に基本保険料(基本円貨払込額)が払い込まれている期月までの期間で判定します。

[所定の控除率]

| 契約日からの経過年数 | 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 5年以上 |
|------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|
| 控除率 | 20.00% | 8.00% | 3.00% | 1.00% | 0.05% | 0% |

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

| 取扱い | 住友生命所定の為替レート(*3) |
|---------------------------------------------|------------------|
| 満期保険金・(災害)死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 | TTM(*4) - 50銭 |
| 基本円貨払込額・健康増進円貨払込額を米ドル(基本保険料・健康増進保険料)に換算する場合 | TTM(*4) + 50銭 |
| 配当金等を米ドルで受け取る場合 | |

(*3)住友生命所定の為替レートは2026年7月現在のものです。今後変更することがあります。

(*4)TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

- ・TTS(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

- ・TTB(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用

満期保険金、(災害)死亡給付金、解約返戻金等を米ドルで受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

次ページにつづく >>

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

- ・基本円貨払込額・健康増進円貨払込額を米ドルに換算した基本保険料・健康増進保険料は、住友生命所定の為替レートの変動に応じて、毎回変動します。
- ・為替レートの変動により、**満期保険金、(災害)死亡給付金、解約返戻金等を請求時等の為替レートで円換算した金額が、実際にお払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

また、次の点もご確認ください。

- ・為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- ・基本保険料(基本円貨払込額)を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

満期保険金額は契約時には定まっています。

満期保険金額は基本部分と健康増進部分の積立金相当額の合計額となりますが、健康増進部分の積立金は健康増進保険料の払込額に応じて変動します(健康増進保険料の払込額は健康増進活動の実績等に応じて変動します)。また、満期保険金額は基本円貨払込額・健康増進円貨払込額を住友生命所定の為替レートで米ドルに換算した基本保険料・健康増進保険料に基づいて計算されます。そのため、満期保険金額は契約時には定まっています。

申込み時(クーリング・オフ制度)

→ 1

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(*)によりクーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日



(*) 電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、**親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。**書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住友生命本社のあて先 | 〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室 |
| 書面に記入していただく必要事項 | 申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <基本保険料(基本円貨払込額)を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義 |

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

- 健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約をクーリング・オフされた場合、同時にVitality健康プログラム契約をお申し込みいただいていたときは、Vitality健康プログラム契約も消滅することがあります。
- クーリング・オフがあった場合、すでに払い込まれた基本円貨払込額を払い戻します。

【詳細】クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

申込み時(告知)

→ 2

告知は不要です。

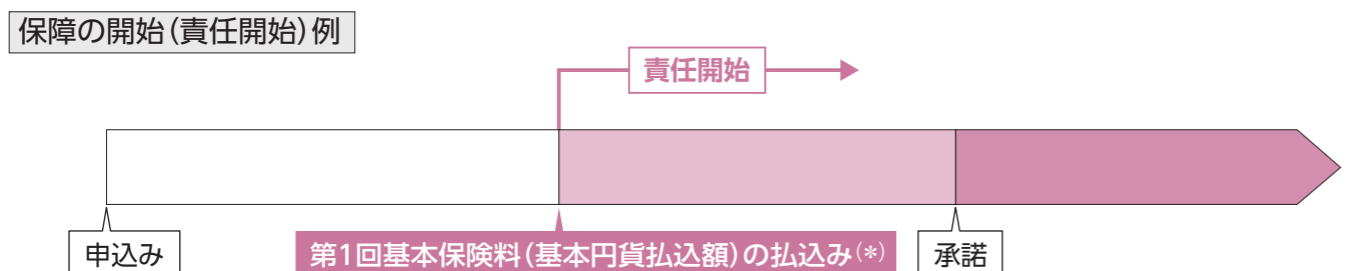
- 本商品への契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。
・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせいただくことです。
- 被保険者が病院等の医療機関に入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、**申込みをお断りさせていただきます。**

※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に取り扱います。

→3 **申込み時・請求時(確認訪問)**
申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、給付金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

→4 **申込み時(保障の開始)**
**住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、
 第1回基本保険料(基本円貨払込額)の払込みが完了した時から
 契約上の保障を開始(責任開始)します。**



- 契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。
- (*)クレジットカードが有効であることなどの確認を住友生命が行った時となります。

→5 **申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)**
**現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の
 申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる
 可能性がある点についてご確認ください。**

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。
 なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。**
- 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認ください。

→6 **契約後(基本保険料の払込みがない場合)**
**猶予期間内に基本保険料(基本円貨払込額)の
 払込みがない場合、契約は消滅します。**

- 基本保険料(基本円貨払込額)は基本保険料払込期月中にお払い込みください。基本保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、基本保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日に消滅し、**死亡給付金などのお支払いができなくなります。**
- 基本保険料(基本円貨払込額)の払込みが行われずに契約が消滅した場合、消滅日(*)における住友生命所定の為替レートにより解約返戻金を円換算してお支払いします。
 (*) 住友生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、消滅日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- 保険料の立替え(保険料の払込みがないときに、住友生命が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に続ける方法)の取扱いはありません。
- 消滅後、契約の復活の取扱いはありません。

詳細 猶予期間内に基本保険料(基本円貨払込額)の払込みがないことにより消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の「基本保険料のお払込みがなくご契約が消滅する場合」をご確認ください。

→7 **契約後(解約と解約返戻金)**
**契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、
 既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

- 払込保険料は預金とは異なり、一部は死亡給付金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**また、同様に、基準金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ることがあります。**
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約(または基準金額を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- 基本保険料払込期間中に解約返戻金を受け取る場合、**解約控除が適用されます。**解約返戻金額を計算する際は、解約返戻金計算基準日における基本部分の積立金相当額に一定割合(契約日からの経過年数(*)に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます。なお、健康増進部分には解約控除は適用されません。

[所定の控除率]

| 契約日からの経過年数 | 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 5年以上 |
|------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|
| 控除率 | 20.00% | 8.00% | 3.00% | 1.00% | 0.05% | 0% |

(*) 実際に基本保険料(基本円貨払込額)が払い込まれている期月までの期間で判定します。

参照 解約返戻金についてはP9「契約概要 8」をご確認ください。

詳細 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の「解約返戻金」をご確認ください。

→8

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加していただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、給付金の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります。**

・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)。**

(*)保険金等の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる満期保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が満期保険金などの請求を行うことができる制度です。

・満期保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

→9

請求時(お支払いできない例)

死亡給付金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

死亡給付金などをお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合**

・災害死亡給付金は支払いませんが、死亡給付金を支払います。

- 死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

- 基本保険料(基本円貨払込額)の払込みがなく、**契約が消滅した場合**

- 詐欺により**契約が取り消された場合**や、死亡給付金などの不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**

(なお、すでに払い込まれた保険料(基本円貨払込額・健康増進円貨払込額)は払い戻しません。)

- 死亡給付金などの**免責事由に該当した場合**

(例:責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

→10

請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、死亡給付金などをお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**

(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ドルつみ Vitalityのリスクと特徴』『死亡給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

諸制度 (相互会社制度)

→11 相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

→12 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

諸制度 (税金の取扱い)

→13 ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- この保険には、保険料円貨払込特約 (円貨払込額指定型) および健康増進保険料の払込みに関する特則を付加していただきます。これにより、基本保険料は一定額の円貨 (基本円貨払込額) で、健康増進保険料は Vitality 健康プログラム契約等に基づいて付与される Vitality コインを円貨に換算した金額 (健康増進円貨払込額) でお支払いいただきます。そのため、お支払いいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額については、円建の契約と同様に取り扱います。
 - 基本円貨払込額・健康増進円貨払込額は、その年の一般生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます (*)。
- (*) Vitality 利用料は、生命保険料控除の対象とはなりません。

- 基本円貨払込額・健康増進円貨払込額以外の税務上の取扱いについては、以下の基準により米ドルを円換算したうえで、円建の契約と同様に取り扱います。

| | 円換算日 | 換算時の為替レート (*1) | |
|------------|-----------------|---------------------|---------------------|
| 満期保険金 | 満期日 | 円換算日 (*2) 最終の T T M | |
| 解約返戻金 | 解約返戻金計算基準日 (*3) | 円換算日 (*2) 最終の T T M | |
| (災害) 死亡給付金 | 被保険者の死亡日 | 所得税 (一時所得) の対象となる場合 | 円換算日 (*2) 最終の T T M |
| | | 相続税・贈与税の対象となる場合 | 円換算日 (*2) 最終の T T B |

- (*1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
- (*2) 住友生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
- (*3) 書類で契約の解約・減額を請求された場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日 (書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日) とし、スミセイダイレクトサービスで解約を請求された場合は、請求された当日とします。
- ・満期保険金、(災害) 死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

- 解約または減額された場合は、解約返戻金から必要経費 (お払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額) を差し引いた金額に対して課税されます (*4)。

| |
|--------------------------------------------------------------|
| 解約返戻金から必要経費 (お払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額) を差し引いた金額に対する課税 |
| 所得税 (一時所得) (*5) + 住民税 |

- (*4) 基準金額の減額を行った場合で、減額部分の解約返戻金額が必要経費 (お払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額) を上回ったときも同様の取扱いとなります。
- (*5) $\{ (解約返戻金額) + (配当金) - (お払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額) (*6) - (特別控除額 50万円) \} \times 1/2$ で計算した所得について課税されます。なお、特別控除額 50万円は各々の契約の解約返戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。
- (*6) 減額があった場合は、お払い込みいただいた基本円貨払込額・健康増進円貨払込額の合計額から、すでに受け取った解約返戻金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

- 契約者・被保険者・受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

| | 契約形態 | 税務上の取扱い |
|------------|-----------------------------|-----------------|
| (災害) 死亡給付金 | 契約者と被保険者が同一人の場合 | 相続税 |
| | 契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合 | 所得税 (一時所得) ・住民税 |
| | 契約者・被保険者・死亡給付金受取人がそれぞれ別人の場合 | 贈与税 |
| 満期保険金 | 契約者と満期保険金受取人が同一人の場合 | 所得税 (一時所得) ・住民税 |

詳細 「ご契約のしおり- 一定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務にかかわる説明は 2026 年 7 月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

生命保険に関するお問合せ先

→14

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、
住友生命のお問合せ窓口および
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後の手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
(日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)

※受付時間等の詳細は住友生命ホームページをご確認ください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

- 主なサービス内容
- 契約内容に関するご照会
 - 各種手続き方法に関するご案内(*)
 - 苦情・相談受付
 - 等
- (*) 住所、電話番号および契約内容の変更・給付金等の支払手続きに関するご照会等

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご覧ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

本ページ以降は、健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約とは別に加入いただくVitality健康プログラム契約のご契約に際して、特に注意いただきたいことを記載していますので、必ずご確認ください。

- ・Vitality健康プログラムをご利用いただくためには、健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約とは別にVitality健康プログラム契約にご加入いただきます。
- ・単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)に加入されている方がVitality健康プログラム契約に加入する場合、現在加入中の単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)は、同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日以前の住友生命の定める日に消滅します。なお、消滅した単品型Vitality健康プログラム契約(有償版)を元に戻すことはできません。
- ・Vitality健康プログラムの内容は2026年7月現在のものであり、将来変更することがあります。

Vitality 健康プログラム契約について

- Vitality健康プログラム契約の会員と、健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約の**契約者および被保険者が同一人**の場合に限り、ご加入いただけます**(契約後の変更はできません)**。なお、健康増進保険料の払込みに関する特則・健康増進乗率適用特約を付加した保険契約に複数ご加入いただいた場合でも、Vitality健康プログラム契約はおひとりにつき1契約に限ります。そのため、Vitality健康プログラム契約の利用料(Vitality利用料)はおひとりにつき1契約分となります。
- Vitality健康プログラム契約の申込者または会員は、Vitality健康プログラム契約の**申込日**または**「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録(*)によりVitality健康プログラム契約を**クーリング・オフ**(申込みの撤回または解除)することができます。この場合、すでに払い込まれたVitality利用料を払い戻します。
- Vitality健康プログラム契約をクーリング・オフされる場合、同時にお申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約もあわせてクーリング・オフしていただく必要があります(Vitality健康プログラム契約のみのクーリング・オフはできません)。
(*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

| | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住友生命本社のあて先 | 〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室 |
| 書面に記入していただく必要事項 | 申込者または会員の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、募集代理店名、Vitality健康プログラム契約をクーリング・オフする旨 <基本保険料(基本円貨払込額)を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義 |

＜電磁的記録の場合＞

クーリング・オフ可能期間（8日以内）に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

この場合、専用フォームの「保険商品名」の欄に「Vitality健康プログラム契約」と入力してください。

- 特典（リワード）の利用方法等、Vitality健康プログラムの詳細は以下の規約等に定めております。最新の規約等は住友生命のホームページまたは会員ポータルでご確認ください。

| 規約等 | 内容 |
|---------------------|-----------------------------------------------------|
| Vitality健康プログラム規約 | Vitality健康プログラムの基本的な事項を定めたものです。 |
| Vitalityウェブ・アプリ利用規約 | 会員ポータルの利用条件などを定めたものです。 |
| Vitalityポイント獲得ガイド | 対象となる健康増進活動の詳細、各活動において獲得できるポイントおよびポイントの上限等を記載しています。 |
| 特典ご利用ガイド | ご利用いただける特典（リワード）の詳細について記載しています。 |

※利用可能な特典（リワード）はVitality健康プログラムのプランにより異なります。利用可能な特典（リワード）については住友生命ホームページ上の「特典ご利用ガイド」をご確認ください。

- Vitality健康プログラム契約では、健康増進活動によるポイント加算の申込みやステータスの確認などは会員ポータルにてお客さま自身で行っていただけます。

Vitality 健康プログラム契約の契約にあたって

- Vitality健康プログラム契約は、健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約とあわせてご加入いただけます。
- 同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則もしくは健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日、または各契約応当日から起算して翌年度の契約応当日の前日までの1年間を、Vitality健康プログラム契約の会員年度といたします。
- 第1会員年度の最初の日を会員年度開始日とし、同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日と同日となります。この日からVitality健康プログラムの利用が可能となります。
 - ・Vitality健康プログラムの利用にあたっては、**会員ポータルでの会員登録が必要**となります。同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を住友生命が承諾した後に、ご登録いただいたメールアドレスあてに会員登録に関するご案内を送付しますので、内容を確認のうえ会員登録してください。

- 保険料とは別に、**Vitality利用料として、住友生命所定の金額をお払い込みいただきます。**Vitality利用料はVitality健康プログラムのプランにより異なり、将来変更することがあります。

- ・Vitality利用料は会員年度開始日の属する月分からお払い込みいただきます。なお、単品型Vitality健康プログラム契約（有償版）に加入されている方で会員年度等を引き継がない場合、当該契約のVitality利用料は、当該契約の消滅日の属する月の前月までお払い込みいただきます（*）。
- ・初回のVitality利用料は、同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾後に請求します。
- ・同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾が会員年度開始日の属する月の翌月以降となる場合、会員年度開始日の属する月から同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約が承諾されるまでのVitality利用料は、**承諾後にその月分の利用料とあわせてお払い込みいただきます。**

（*）当該契約のプランによっては、当該利用料の負担が会員本人でない場合があります。

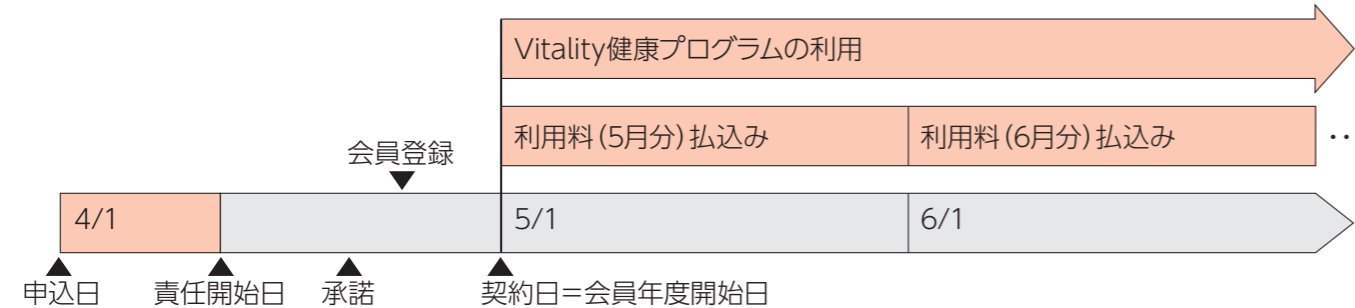
【単品型Vitality健康プログラム契約（有償版）の会員年度等を引き継ぐ場合】

- 単品型Vitality健康プログラム契約（有償版）のポイント・ステータス・会員年度等をVitality健康プログラム契約に引き継ぎます。なお、本取扱いを適用するためには単品型Vitality健康プログラム契約（有償版）が有効に存続している期間中に健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約およびVitality健康プログラム契約にお申し込みいただく必要があります。
- Vitality健康プログラム契約は、健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約とあわせてご加入いただけます。
- 単品型Vitality健康プログラム契約（有償版）における会員年度開始日または会員年度開始応当日から起算して翌年度の会員年度開始応当日の前日までの1年間を会員年度といたします。
- 同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を承諾した後に、Vitality健康プログラムの利用が可能となります。
 - ・Vitality健康プログラムの利用にあたっては、あらためての**会員ポータルでの会員登録は不要**です。
- 保険料とは別に、**Vitality利用料として、住友生命所定の金額をお払い込みいただきます。**Vitality利用料はVitality健康プログラムのプランにより異なり、将来変更することがあります。
 - ・Vitality利用料は同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日の属する月分からお払い込みいただきます。なお、単品型Vitality健康プログラム契約（有償版）のVitality利用料は、同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日の属する月の前月までお払い込みいただきます（*）。
 - ・初回のVitality利用料は、同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾後に請求します。
 - ・同時に申込みの健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の承諾が当該保険契約の契約日の属する月の翌月以降となる場合、当該保険契約の契約日の属する月から当該保険契約が承諾されるまでのVitality利用料は、**承諾後にその月分の利用料とあわせてお払い込みいただきます。**

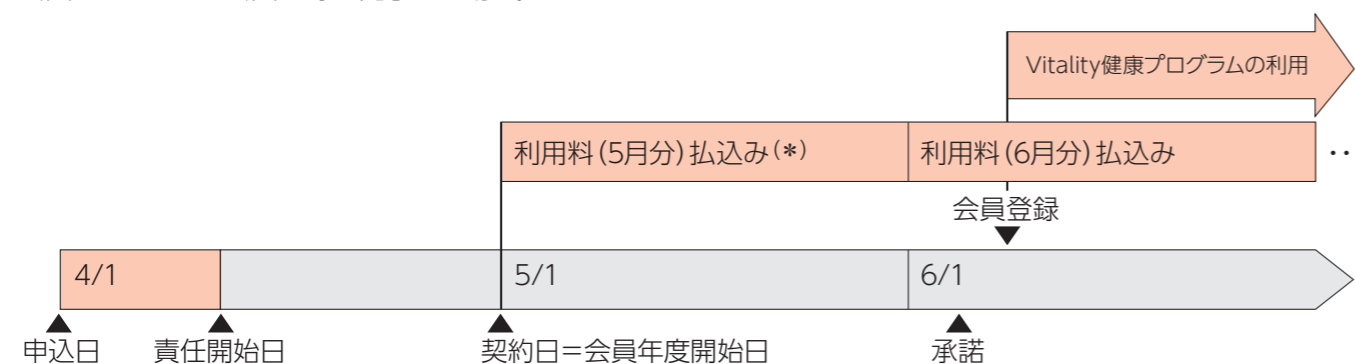
（*）当該契約のプランによっては、当該利用料の負担が会員本人でない場合があります。

Vitality 健康プログラムの利用開始時期
 (単品型 Vitality 健康プログラム契約 (有償版) の会員年度等を引き継ぐ場合は取扱いが異なります)

〈会員年度開始日 (契約日) より前に住友生命が保険契約を承諾し、
 会員ポータルでの会員登録が完了した場合〉



〈会員年度開始日 (契約日) より後に住友生命が保険契約を承諾し、
 会員ポータルでの会員登録が完了した場合〉



(*) (例) 会員年度開始日が5/1で保険契約の承諾が6/8となる場合
 ・5月分の利用料は、保険契約の承諾後に6月分の利用料とあわせてお支払いいただきます。

Vitality 健康プログラム契約の失効・復活および解約・消滅等について

- 2か月連続してVitality利用料のお払込みがないと、Vitality健康プログラム契約はその2か月が経過する日の翌日に効力がなくなり (失効)、Vitality健康プログラムの利用はできなくなります。失効後3か月以内であれば、Vitality健康プログラム契約の復活をご請求いただけます。復活に際し、失効までの期間および失効期間中の未払込みのVitality利用料をお支払いいただきます。
- Vitality健康プログラム契約が解約等により消滅した場合、それ以降Vitalityコインを利用した健康増進保険料の払込みは取り扱いできなくなります。
- 健康増進保険料の払込みに関する特則・健康増進乗率適用特約を付加した保険契約が解約等によりすべて消滅した場合 (*1・2)、**Vitality健康プログラム契約は住友生命の定める日に消滅します。**
 - ・ Vitality健康プログラム契約が解約等により消滅した場合、獲得したポイントやステータスなどは消失します。
 - ・ **Vitality健康プログラム契約の消滅後、再度Vitality健康プログラム契約のみにご加入いただくことはできません。**
- Vitality健康プログラム契約の消滅日から起算して**6か月間は健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約の新規加入は取り扱いできません。**
 - ・ 6か月以上経過した後は、健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約とあわせてVitality健康プログラム契約にご加入いただけます。
- Vitality健康プログラムは、加入中のプランから他のプランに変更することができます。ただし、Vitality健康プログラムのプランによって住友生命所定の条件があるほか、**Vitality健康プログラム契約の会員年度開始日 (*3) または直前のプラン変更日のいずれか遅い日から起算して12か月間はプランを変更することはできません。**

(*1) Vitality健康プログラム契約の消滅により健康増進保険料の払込みを取り扱わなくなった保険契約・健康増進乗率適用特約に基づきステータスがブルーで継続する保険契約を除きます。
 (*2) 健康増進保険料の払込みに関する特則を付加した保険契約が満期保険金の据置期間に移行した場合を含みます (保険期間満了に伴い当該保険契約は消滅します)。
 (*3) 単品型Vitality健康プログラム契約 (有償版) の会員年度等を引き継ぐ (引き継いでいる) 場合は、「会員年度開始日」を「引き継いだ際に申込みをした健康増進保険料の払込みに関する特則または健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の契約日」と読み替えてください。

詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『ドルつみ Vitality のリスクと特徴』の『取扱基準について』、『Vitality 健康プログラム契約について』の『取扱基準について』をご確認ください。
 なお、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約にもご加入いただいている場合、Vitality 健康プログラム契約の失効・復活等に関する取扱いが上記と異なることがあります。詳しくは、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の「ご契約のしおり」、最新の「Vitality 健康プログラム規約」をご確認ください。

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

Web版「ご契約のしおり—定款・約款」のご案内

「ご契約のしおり—定款・約款」は、Webでご覧いただくことができます。
紙資源の使用削減による環境負荷軽減のため、是非Webでご覧ください。

※同じ内容の冊子を希望される場合は、募集代理店の担当者にお申し出ください。

Webでの閲覧方法

●2次元コードから閲覧する場合



スマートフォン等で2次元コードを読み取ってください。

URL <https://inscloud.jp/ak/?dc=0126072487>

●住友生命ホームページから閲覧する場合

①住友生命ホームページ
(<https://www.sumitomolife.co.jp>)
にアクセスし、「しおり・定款・約款一覧」
を押します。



②「Webで受け取られる方」に
下記の検索コードを入力し、検索ボタンを押します。



※ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は今後変更となる場合があります。

検索コード **01 - 2607 - 2487**

●ご契約後に「ご契約のしおり—定款・約款」冊子を希望される場合は、住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

住友生命のお問合せ窓口 0120 - 506081

〈受付時間〉月～金曜日:午前9時～午後6時／土曜日:午前9時～午後5時(日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)

※受付時間等の詳細は住友生命ホームページをご確認ください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



「ご契約のしおり—定款・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。ご契約後にご覧いただく際にも、上記の検索コードが必要となりますので、**本ご案内は大切に保管してください。**
(2次元コードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)